

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和五年十二月二十八日(号外第二百七十四号)農林水産省告示第二千三十号(漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条の規定に基づく操業日誌の記載義務について農林水産大臣が定める海域等の一部を改正する件)
(原稿誤り)

二七六 改正後欄 次のおり 次のおり

改正前欄 " 次のおり
令和六年七月五日(号外第百六十二号)国土交通省告示第千号(評価方法基準の一部を改正する件)
(原稿誤り)

三四ページ改正後欄中終りから四行目「ハチ」(黒点 KN)は「とする。」(黒点 KN)の誤り。